

公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程の一部を改正する規程をここに公布する。
2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第11号

公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程（2023年3月30日規程第24号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>第1条～第5条 (略) (教員活動評価の対象要素等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 対象要素に係る評価の項目(以下「評価項目」という。)及び素点は、評価基準年度の初日までに、公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価委員会(以下「委員会」という。)で検討し、公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会(以下「教育研究審議会」という。)の議を経て、学長が定める。</p> <p>3 (略) (対象要素に係る重点配分の届出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) 学部長, 研究科長, <u>いちかんダイバーシティ看護開発センター長及び図書情報センター長</u>(以下「管理職」という。) 学長</p> <p>(2) (3) (略)</p> <p>(4) <u>いちかんダイバーシティ看護開発センター</u>(以下「センター」という。)に所属する特任教員 <u>いちかんダイバーシティ看護開発センター長</u>(以下「センター長」という。)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2, 3 (略)</p> <p>第8条～第27条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p><u>人事委員会</u></p> <p><u>いちかん看護開発センター長</u> <u>いちかん看護図書館長</u></p> <p><u>いちかん看護開発センター</u></p> <p><u>いちかん看護開発センター長</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u></p>